

利 用 者 の た め に

本書は、農林水産省の統計組織で実施している青果物卸売市場調査の結果のうち、全国の主要な青果物卸売市場及びＪＡ全農青果センターで取り扱った青果物の主要品目について、卸売数量、卸売価額を産地都道府県別に取りまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の価格安定対策、生産出荷安定対策、流通改善対策等に資することを目的として実施する。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査範囲及び調査対象

(1) 調査範囲及び調査の母集団

調査範囲は全国とし、調査の母集団は全国の青果物卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社及び全てのＪＡ全農青果センターとする。

(2) 調査対象者

調査対象者は、次のアからウまでのいずれかの都市（調査対象都市（表1参照））に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及びエのＪＡ全農青果センターとする。

ア 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果市場の年間取扱数量合計の80％をカバーするまでの青果物卸売会社についても調査対象者とする。

イ 県庁が所在する都市（アを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80％をカバーするまでの青果物卸売会社

ウ 人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市（ア及びイを除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80％をカバーするまでの青果物卸売会社

エ ＪＡ全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのＪＡ全農青果センター（3か所：埼玉県、神奈川県及び大阪府）

表 1 都道府県別調査対象都市一覧表

都 道 府 県 名	ア 中央卸売市場の開設されている都市	イ 県庁が所在する都市（アを除く。）	ウ それ以外の都市（ア及びイを除く。）
北 海 道	札幌		旭川
青 森	青森・八戸		
岩 手	盛岡		
宮 城	仙台		
秋 田		秋田	
山 形		山形	
福 島	いわき	福島	
茨 城		水戸	
栃 木	宇都宮		
群 馬		前橋	
埼 玉		さいたま	
千 葉		千葉	松戸
東 京	東京都全域（島しょ部は除く。）		
神 奈 川	横浜・川崎		
新 潟	新潟		
富 山		富山	
石 川	金沢		
福 井	福井		
山 梨		甲府	
長 野		長野	松本
岐 阜	岐阜		
静 岡	静岡・浜松		
愛 知	名古屋		
三 重			三重（津・松阪を中心に三重県全域）
滋 賀		大津	
京 都	京都		
大 阪	大阪府全域		
兵 庫	神戸		
奈 良	奈良（奈良・大和高田・ <u>太和郡</u> 山・天理・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・生駒郡・磯城郡・高市郡・北葛城郡）		
和 歌 山	和歌山		
鳥 取		鳥取	
島 根		松江	
岡 山	岡山		
広 島	広島		福山
山 口	宇部		

表 1 都道府県別調査対象都市一覧表（続き）

都道府県名	ア 中央卸売市場の開設されている都市	イ 県庁が所在する都市（アを除く。）	ウ それ以外の都市（ア及びイを除く。）
徳 島	徳島		
香 川	高松		
愛 媛	松山		
高 知	高知		
福 岡	北九州・福岡・久留米		
佐 賀		佐賀	
長 崎	長崎		
熊 本		熊本	
大 分		大分	
宮 崎	宮崎		
鹿 児 島	鹿児島		
沖 縄	那覇		
計	36都市	16都市	5都市

注：1 卸売市場の開設区域が複数の市町村にまたがる場合、当該市場名を都市名として記載し、（ ）書きで開設区域内市町村を示した。また、当該市場の所在市町村をアンダーラインで示した。

2 平成29年から調査対象の見直しにより、函館市、上尾市、船橋市、沼津市、豊橋市、北勢（四日市市・桑名市・鈴鹿市・いなべ市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町）、姫路市及び佐世保市については対象外とした。

5 調査の期間

平成29年 1 月から12月までの 1 年間（月別）

6 調査事項

調査事項は、野菜50品目及び果実44品目・品種の卸売数量及び卸売価額である。
なお、その内数としての転送入荷品に関わるものも併せて調査した。

7 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ただし、調査対象者が本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

- (1) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法
- (2) 調査対象者が作成した電磁的記録媒体又は調査票を郵送により回収する自計調査の方法
- (3) 農林水産省職員が調査対象卸売会社に対して聞き取り又は関係帳簿の閲覧により調査票を作成する他計調査の方法

8 集計方法

- (1) 調査対象者ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

本調査の対象となっている調査対象者について、卸売数量及び卸売価額ともに 1 ～12 月分の積上げ値として算出した。

(2) 総数（全国計）の卸売数量及び卸売価額

全国の値については、農林水産省食料産業局が保有する全国の地方卸売市場における平成28年度の青果物卸売会社の野菜総量、果実総量及び卸売金額に関する情報（以下「行政情報」という。）のうち、調査対象である卸売会社を除いた情報を基に次の式により推定した。

$$Y_i = T_i + \frac{G}{T} T_i$$

Y_i : 平成29年の野菜（又は果実）の品目 i に係る全国の年間卸売数量（又は卸売価額）の推定値

T_i : 平成29年の年間取扱量等調査の野菜（又は果実）の品目 i に係る年間卸売数量（又は卸売価額）

T : 平成28年度の期間に合わせて集計した年間取扱量等調査の野菜（又は果実）の品目計の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

G : 平成28年度の行政情報のうち、調査対象である卸売会社を除いた野菜（又は果実）の総量の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

(3) 都市別の卸売数量及び卸売価額

ア 都市別集計のうち、中央卸売市場については、卸売市場ごとに、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

イ 中央卸売市場の開設区域内における中央卸売市場以外の卸売市場については、東京都内青果市場及び大阪府内青果市場と一括して、行政情報のうち調査対象である卸売会社を除いた情報を基に、市内青果市場全体の卸売数量及び卸売価額を推定した。

$$Y_i = A_i + \frac{G}{T} A_i$$

Y_i : 野菜（又は果実）の品目 i に係る市内青果市場全体の卸売数量（又は卸売価額）の推定値

A_i : 年間取扱量等調査の調査対象卸売会社の野菜（又は果実）の品目 i に係る年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

T : 平成29年調査で調査を実施した卸売会社の平成28年度の期間に合わせて集計した年間取扱量等調査の野菜（又は果実）の品目計の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

G : 平成28年度の行政情報のうち、調査対象である卸売会社を除いた野菜（又は果実）の総量の年間卸売数量（又は卸売価額）の合計

ウ 中央卸売市場の開設区域外における卸売市場については、原則として都市名を冠した「〇〇市青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

また、公設地方卸売市場が開設され、その範囲が2以上の都市又は周辺市町村にわたる場合は、その公設市場名を冠し「〇〇青果市場」と呼称し、当該市場の卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

(4) 転送品の卸売数量及び卸売価額

ア 主要都市の市場の卸売数量及び卸売価額について積上げにより算出し、JA全農青果センターの値は含まない。

イ 「主要都市における転送量」は、都市別の転送を受けた卸売数量を組替集計して、主要転送先市場（転送量100 t以上の市場）別に取りまとめた。

なお、野菜については、50品目のうち「その他の野菜」を除く49品目を表章し、アスパラガス、ブロッコリー、かぼちゃ、さやえんどう、たまねぎ、にんにく、しょうが及び生しいたけは国産のみの値とした。

また、果実については、44品目・品種のうち「その他の国産果実」及び輸入果実の9品目を除く国産果実34品目・品種を表章した。

(5) J A全農青果センターの取りまとめ

全国及び主要都市の卸売数量、卸売価額及び卸売価格は、J A全農青果センターを除いた集計となっているため、参考として、同センターの卸売数量、卸売価額及び卸売価格を取りまとめた。

9 目標精度

本調査においては、目標精度は設定していない。

10 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成29年12月末日現在開設されている中央卸売市場は、次の49市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、いわき市、宇都宮市、東京都（築地・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩）、横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) J A全農青果センター

J A全農青果センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済などを行い、卸売市場に代替する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量をkg換算した数量である。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

11 統計表の見方等

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「0」「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）
 - 「－」：事実のないもの
 - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「△」：負数又は減少したもの
 - 「nc」：計算不能
- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「青果物卸売市場調査報告」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (4) 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

本調査の結果及び累年データについては、分野別分類「農畜産物卸売市場」、品目別分類「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」の「青果物卸売市場調査」の下に分類されている「確報（統計表一覧）」及び「長期累年」で御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/seika_orosi/index.html#r 】

また、本調査の結果については、別途刊行している『青果物卸売市場調査報告（産地別）』においても御覧いただけます。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班
電 話：（代表）03－3502－8111 内線3713
（直通）03－6744－2047
F A X： 03－3502－3634